

# 初 鹿 通 信

第 155 号  
令和元年 10 月吉日

顧問先各位

〈ご一読推薦者〉

- 経営者  
 経理担当者  
 従業員

初鹿会計事務所（認定経営革新等支援機関）  
〒400-0043  
山梨県甲府市国母 8 丁目 4 番 40 号  
TEL 055-220-6885  
FAX 055-220-6887  
URL <http://www.hatsushika-kaikei.com/>

## 消費税引き上げ（10%）について

以前より弊事務所情報発信でもお伝えさせていただきましたが、令和元年 10 月より消費税率が 10%に引き上げられました。8%、10%の税率の基準は原則としては**引き渡し日**で判定することとなります。

また、税制改正の重要ポイントとしては「**軽減税率**」と「**経過措置**」になります。

**軽減税率**については以下の通りとなります。

### ○飲食料品の軽減税率範囲



### ○新聞の軽減税率範囲

一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週 2 回以上発行される新聞の定期購読契約に基づく譲渡をいいます。

**経過措置**については別紙を参照ください。

今回の消費税増税については、8%、軽減税率 8%、10%と 3 種類の税率が入り混じるため経理担当者様におきましては混乱が生じる可能性が大いにございます。何かございましたら弊事務所にご連絡いただくほかに、国税庁の消費税軽減税率電話相談センターがございますので、そちらにご連絡いただければと思います。

軽減コールセンター電話番号（フリーダイヤル）**0120-205-553**

## 最低賃金額の改定について

山梨県の最低賃金額が 10 月 1 日より、**837 円**に改定されました。

◎経過措置につきましましては複雑な点が多いため、参考として資料を添付致しました。具体的な処理等及び不明点につきましましては、窓口担当者までご相談ください。

| 内容   | 適用関係 |
|--|------|
| <p>① 旅客運賃等</p> <p>31年施行日以後に行う旅客運送の対価や映画・演劇を催す場所、競馬場、競輪場、美術館、遊園地等への入場料金等のうち、26年施行日（平成26年4月1日）から31年施行日の前日までの間に領収しているもの</p>   |      |
| <p>② 電気料金等</p> <p>継続供給契約に基づき、31年施行日前から継続して供給している電気、ガス、水道、電話、灯油に係る料金等で、31年施行日から平成31年（2019年）10月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するもの</p>  |      |
| <p>③ 請負工事等</p> <p>26年指定日（平成25年10月1日）から31年指定日（平成31年（2019年）4月1日）の前日までの間に締結した工事（製造を含みます。）に係る請負契約（一定の要件に該当する測量、設計及びソフトウェアの開発等に係る請負契約を含みます。）に基づき、31年施行日以後に課税資産の譲渡等を行う場合における、当該課税資産の譲渡等</p>  |      |
| <p>④ 資産の貸付け</p> <p>26年指定日から31年指定日の前日までの間に締結した資産の貸付けに係る契約に基づき、31年施行日前から同日以後引き続き貸付けを行っている場合（一定の要件に該当するものに限り。）における、31年施行日以後に行う当該資産の貸付け</p>  |      |
| <p>⑤ 指定役務の提供</p> <p>26年指定日から31年指定日の前日までの間に締結した役務の提供に係る契約で当該契約の性質上役務の提供の時期をあらかじめ定めることができないもので、当該役務の提供に先立って対価の全部又は一部が分割で支払われる契約（割賦販売法に規定する前払式特定取引に係る契約のうち、指定役務の提供*に係るものをいいます。）に基づき、31年施行日以後に当該役務の提供を行う場合において、当該役務の内容が一定の要件に該当する役務の提供</p> <p>* 「指定役務の提供」とは、冠婚葬祭のための施設の提供その他の便益の提供に係る役務の提供をいいます。</p> |      |
| <p>⑥ 予約販売に係る書籍等</p> <p>31年指定日前に締結した不特定多数の者に対する定期継続供給契約に基づき譲渡する書籍その他の物品に係る対価を31年施行日前に領収している場合で、その譲渡が31年施行日以後に行われるもの（軽減対象資産の譲渡等を除きます。）</p>   |      |
| <p>⑦ 特定新聞</p> <p>不特定多数の者に週、月その他の一定の期間を周期として定期的に発行される新聞で、発行者が指定する発売日が31年施行日前であるもののうち、その譲渡が31年施行日以後に行われるもの（軽減対象資産の譲渡等を除きます。）</p>   |      |
| <p>⑧ 通信販売</p> <p>通信販売の方法により商品を販売する事業者が、31年指定日前にその販売価格等の条件を提示し、又は提示する準備を完了した場合において、31年施行日前に申込みを受け、提示した条件に従って31年施行日以後に行われる商品の販売（軽減対象資産の譲渡等を除きます。）</p>  |      |
| <p>⑨ 有料老人ホーム</p> <p>26年指定日から31年指定日の前日までの間に締結した有料老人ホームに係る終身入居契約（入居期間中の介護料金が入居一時金として支払われるなど一定の要件を満たすものに限り。）に基づき、31年施行日前から同日以後引き続き介護に係る役務の提供を行っている場合における、31年施行日以後に行われる当該入居一時金に対応する役務の提供</p>   |      |
| <p>⑩ 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に規定する再商品化等</p> <p>家電リサイクル法に規定する製造業者等が、同法に規定する特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に係る対価を31年施行日前に領収している場合（同法の規定に基づき小売業者が領収している場合も含まれます。）で、当該対価の領収に係る再商品化等が31年施行日以後に行われるもの</p>   |      |

※ 上記以外にも、「リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置」などの経過措置が設けられています。